

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	清水興産株式会社 代表取締役 清水唯雄
【住所又は本店所在地】	神奈川県横浜市神奈川区栄町10番地35 ザ・ヨコハマタワーズW 4205号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2018年12月13日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	日総工産株式会社
証券コード	6569
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	清水興産株式会社
住所又は本店所在地	神奈川県横浜市神奈川区栄町10番地35 ザ・ヨコハマタワーズW4205号
事務上の連絡先及び担当者名	日総工産株式会社 総務部 深田 内紋
電話番号	045-476-4511

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 3
訂正される報告書の報告義務発生日	2018年11月28日
訂正箇所	株券等に関する担保契約等重要な契約の記載事項に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>(1) 引受契約の締結について</p> <p>2018年11月28日付で、みずほ証券株式会社との間で330,000株の株式売出しに関する引受契約を締結しました（受渡期日：2018年12月11日）。</p> <p>(2) ロックアップの合意について</p> <p>みずほ証券株式会社に対して、2018年11月28日から2019年6月3日までの期間中、みずほ証券株式会社への事前の書面による同意なしには保有株券等の売却等を行わない旨の書面を2018年11月28日付で差し入れております。</p>
--

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

（1）引受契約の締結について

2018年11月28日付で、みずほ証券株式会社との間で330,000株の株式売出しに関する引受契約を締結しました（受渡
期日：2018年12月6日）。

（2）ロックアップの合意について

みずほ証券株式会社に対して、2018年11月28日から2019年6月3日までの期間中、みずほ証券株式会社への事前の書面
による同意なしには保有株券等の売却等を行わない旨の書面を2018年11月28日付で差し入れております。